

岐阜県公報

第二千六百九十八号
平成二十七年十一月十三日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 七六五
道路の区域変更	(道路維持課) 七六八
道路の供用開始	(同) 七六八
保安林の指定	(下呂農林事務所) 七六九

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 争議行為の通知の公表	(商業・金融課) 七六九
長良川地域森林計画の案の縦覧	(労働雇用課) 七七〇
木曾川地域森林計画の変更案の縦覧	(林政課) 七七〇
揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧	(同) 七七〇
飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧	(同) 七七一
宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧	(同) 七七一
土地改良区役員の退任	(西濃農林事務所) 七七一

告示

岐阜県告示第六百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
多治見市西山町三丁目二の二・二五の二(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(二六の一、二七の一)
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
西山町三丁目二の二・二五の二・二六の二・二七の二(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。()
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市川上字森平九二の六・九二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限
る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字森平九二の六・九二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字滝坂九九八、一〇〇五、一〇〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字陣屋洞三三〇二の二から三三〇二の四まで、三三二五、三三二八
の三、三三二七から三三三〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 本県市根尾松田字道谷一八九の一九から一八九の二二まで、二〇七の二二から二〇七の二七まで、二〇七の二九から二〇七の三三まで、二〇七の四九

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 揖斐郡揖斐川町西津汲字飯盛山一九〇から一九三まで、一九六、一九七

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

県道 白 川 那 線	恵那市中野方町字大峰三八八 四番一〇地先から 同 市同 町字同 三九二 三番一〇地先まで	五・五〇	平成 二七・二・一三	平成 二七・二・一六
------------------------	---	------	---------------	---------------

岐阜県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の 種 類	路線名	区 間	延 （メ ー ト ） 長	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区域 の考 定又は 決定の 告示日 はか）
県道	平安 八 田 線	安八郡安八町大森字筏場一八 番二地先から 同 郡同 町同 字同 一八 〇番二地先まで	二・六〇	平成 二七・二・一三	平成 二七・九・二

岐阜県告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
下呂市萩原町四美字深谷一三九三の一〇一から一三九三の一〇五まで、一四〇九、一三九三の一〇二・一三九三の一〇三・一三九三の五・一三九三の一〇六から一三九三の一〇九まで、一四〇四・一四〇五・一四〇八の一から一四〇八の三まで、一四一七の一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、字小洞一四一八の一（次の図の示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
公衆の保健
- 三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十一月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

提出することができる。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

フードタウン池田店

揖斐郡池田町池野字下田山道下四一五 一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後八時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

争議行為の通知の公表

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十七年十一月十六日午前八時三十分以降十一月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院(所在地岐阜市)、すこやか診療所(同)、華陽診療所(同)、しずさと診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市)の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

長良川地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により長良川森林計画画の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
岐阜県林政部林政課	平成二七・一一・一三から 同 二二・一四まで
岐阜県岐阜農林事務所林業課	
岐阜県中濃農林事務所林業課	
岐阜県郡上農林事務所林業課	

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により木曾川森林計画画の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県東濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課
縦覧期間	平成二七・一一・二三から 二二・一四まで

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県西濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課
縦覧期間	平成二七・一一・二三から 二二・一四まで

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課
縦覧期間	平成二七・一一・二三から 二二・一四まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦覧期間	平成二七・一一・二三から 二二・一四まで

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土良地区 改地名	年月日	役名	氏名	住所
牧田川 用水地 良地区 改	平成 27 年 11 月 13 日	監事	久保田 和夫	養老郡養老町橋爪 四一番地

平成二十七年十一月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社